

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第41号

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則（昭和39年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（事務の範囲） 第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（9） 略 <u>（10） 情報政策課が集中管理するサーバーの利用に要する経費の支払に関する事務</u></p>	<p>（事務の範囲） 第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（9） 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則第2条の規定は、平成24年度の歳入歳出から適用する。